

平成31年第10回定例公安委員会会議録

開催日時 平成31年4月11日(木) 午前11時15分～午後5時15分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時15分

2 出席者

公安委員会 増谷委員長 小谷委員 衣笠委員

警察本部 佐野警察本部長 伊貝警務部長 谷村首席監察官
長谷高生活安全部長 松岡刑事部長 柳清交通部長
牧田警備部長 竹森警察学校長 妹尾情報通信部長
樋口警務部参事官

(事務局等～中嶋公安委員会補佐室長、畔田広報官、中田補佐)

3 議題事項

4 報告事項

- 人身安全関連事案の対応状況(平成30年中)(生活安全部)
- 児童虐待に関する知事部局との連携強化(生活安全部)
- 地域交通安全活動推進委員の委嘱(交通部)
- 改元に伴う運転免許関係の対応(交通部)

(1) 人身安全関連事案の対応状況(平成30年中)(生活安全部)

警察本部

昨年の全国におけるストーカー事案の相談件数は約21,000件であり、平成24年以降、高水準で推移している。県内の相談件数は67件であり、平成26

年をピークに減少傾向にある。

次に、昨年の全国における配偶者からの暴力事案の相談件数は約77,500件であり、この10年間、一貫して増加傾向にある。県内の相談件数は140件であり、増減はあるものの平成21年以降、高水準で推移している。

県内におけるストーカー事案の検挙件数は11件、禁止命令は4件、文書警告は3件であった。配偶者からの暴力事案の検挙件数は23件であった。

委員

県内のストーカー、DVの相談件数について、昨年と比較して増加していないものの、相談者としては安心できないと思う。相談者等が安心して暮らせるよう、関係機関と連携して安全確保に努めていただきたい。

警察本部

相談者の意向を確認しながら、組織として対応していく。

委員

男女間の問題であるため、警察への相談をためらう人もいるのではないか。そのような人を、どのようにして、すくい上げていくのかが課題だと思う。この種事案は、件数が減少しているから良いということではない。

警察本部

相談者自身が、今後の当事者間の関係性など事案がどう展開するのか分からないため、警察への相談をためらうこともあると思う。相談しやすいよう、例えば女性警察官の対応を希望する方には、なるべく希望に沿うように対応するなどしている。

委員

このような相談は、基本的に女性に対応するのか。

警察本部

全員が女性を希望するわけではないので、可能な限り意向を確認している。

委員

引き続き、適切な対応を行っていただきたい。

(2) 児童虐待に関する知事部局との連携強化（生活安全部）

警察本部

全国では、保護者等からの虐待により被害児童が命を落とす痛ましい事案が発

生していることから、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定された「児童虐待防止対策の抜本的強化」にもある関係機関の連携強化に沿って、県警と県との連携を更に深化し、児童の安全確認及び児童の最善の利益を最優先とした対応を行う必要がある。

これまで、児童虐待事案に関する他機関との連携については、平成28年11月17日に、鳥取県医師会、鳥取県、鳥取県警察の3者により連携強化の協定書を取り交わして対応に当たっていたが、この協定書の内容を明確にし、更なる連携強化を図るため、本年4月1日に、「鳥取県及び鳥取県警察との情報共有に関する申合せ書」を締結した。締結者は、鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課長と鳥取県警察本部生活安全部少年課長である。

申合せ内容は、「虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられる事案」、「児童相談所が通告を受理後、48時間以内に児童の安全確認ができない事案」及び「虐待に起因して一時保護等の措置をしている事案で、その措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報」について、事案を把握した児童相談所から、原則、被虐待家族の住居地を管轄する警察署に対して速やかに情報提供を行うものである。また、前述の事案を含む児童相談所が受理した全ての案件について、当月分の情報が翌月5日までに警察本部少年課へ提供される。この情報については少年課から管轄警察署へ手配を行い、1件1件精査し、必要な対応を講じていく。

なお、県警察から県への情報提供は、これまでと同様に、警察署から各児童相談所に対して随時行う。

委員

全国の事件報道を見ると、関係機関が連携していれば防げたのではないかと思う事件もあり、歯がゆさを感じる。全件情報共有ということなので、情報があれば警察としても対応できることがあると思う。

委員

しつけと虐待の判断が難しい案件もあると思うので、慎重に判断してほしい。

委員

新たな取組であり、やってみなければ分からないこともある。今後、問題点等があれば、修正すべきことは修正し、適切に連携を図っていただきたい。

(3) 地域交通安全活動推進委員の委嘱（交通部）

警察本部

地域交通安全活動推進委員制度とは、地域における道路交通に関するモラルを向上させ、交通安全の確保について住民の理解を深めるための諸活動のリーダー

として活躍するボランティアの方に、法律上の資格を付与し、その活動の促進を図るために平成3年に制度が開始されたものである。

この度、本年3月31日の任期満了に伴い、新たに委嘱を行った。

委員については、警察署長が、管轄区域内に居住し、交通の状況に精通していると認められる者を公安委員会に推薦し、公安委員会が委嘱している。任期は、本年4月1日から令和3年3月31日までの2年間であり、再任を妨げない。今回は、県下で新規の方17人を含む計112人の方を委嘱した。

委嘱式は、高齢の方もおられることから、東部・中部・西部の県内3会場で実施する。全国では、ボランティア活動中に交通事故等に巻き込まれて亡くなられた方もおられるため、委嘱式後の研修会では、受傷事故防止に関する話もする。

各委員の方には様々な交通安全活動に御協力いただいているが、今後、社会情勢の変化や現場の意見等も踏まえながら、委員の任期や人数等について検討し、交通安全活動を進めていきたい。

委員

活動時の服装は決まっているか。

警察本部

「地域交通安全活動推進委員」と名入れしたジャンパーと帽子を配布している。

委員

交通安全活動は、警察だけではなく、ボランティアの方の力が不可欠である。是非、今後も御協力いただきたい。

(4) 改元に伴う運転免許関係の対応（交通部）

警察本部

新元号「令和」に関し、5月1日からの施行に向け、運転免許関係のシステム改修作業を進めている。新元号に対応した運転免許証の交付は、5月5日更新以降となるが、5月5日は日曜日であるため、中部地区運転免許センターのみでの実施となる。

新元号の運転免許証は、交付年月日が新元号「令和」表記、有効期限は西暦と元号の併記となる。運転免許証の新元号対応については県民の高い関心が予想されることから、新元号表記の対応開始時期、表記方法、新元号初表記目的の更新の抑制、「令和」表記目的の免許証再交付はできない旨等について報道提供を行った。

委員

今後も適切に対応していただきたい。

5 その他

警察法の一部改正に伴う組織改正（情報通信部）

警察本部

鳥取県情報通信部が属する中国管区警察局は、4月1日に四国管区警察局と統合され、「中国四国管区警察局」となった。これにより鳥取県情報通信部の名称は、「中国四国管区警察局鳥取県情報通信部」となった。業務内容に変更はなく、引き続き、情報通信の面において県警察を支えていく。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取2件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

人身安全関連事案の対応状況（平成30年中）

4 報告事項

審査請求関係

5 警察本部との昼食会

警察本部との昼食会に、本部長、警務部長、交通部長の出席を求め、意見交換を行った。

6 視察

機動隊

7 公安委員会委員間の事前検討・協議等

8 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。